



**志摩市は重点的・効果的な物価高騰対策を図り、
事業者と市民生活を支援します！！**

総額 5 億 5, 554 万 1 千円



一般会計補正予算第 6 号

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業【新規】

3 億 6, 685 万 3 千円

電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の生活を支援するため、国の制度として、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯当たり 5 万円を給付します。

※ 1 本補正予算第 6 号は、令和 4 年 10 月 11 日付で専決処分したものです。

※ 2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金を活用しています。



一般会計補正予算第 7 号

① キャッシュレス決済ポイント還元事業【新規】 6, 979 万 2 千円

物価高騰や長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する消費を喚起し、市内事業者の売上向上による地域経済の活性化や物価高騰による生活への影響緩和を図るとともに、新しい生活様式に対応するため、市内の対象店舗において、商品・サービス等をコード型決済アプリで購入・利用した方に、決済額の一定割合のポイントを付与する事業を実施します。

② 物価高騰対策事業（水道基本料金免除）【新規】 1 億 1, 889 万 6 千円

新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰等により、市民の皆様の生活に大きな影響をもたらしている経済状況を踏まえ、家計や事業活動を支援するため水道料金の基本料金を 3 か月間免除します。

※ 1 本補正予算第 7 号は、令和 4 年 11 月 1 日開催の臨時議会に提出します。

※ 2 上記①と②の事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。



NEWS(PRESS) RELEASE

令和4年10月28日

健康福祉部 地域福祉課

タイトル	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について
概要 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の生活を支援するため、国の制度として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円を給付します。給付金を受けるためには、手続きが必要です。 【対象者】 基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯。約7,000件。 ※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除きます。 【給付金を受けるための流れ】 ① 振込先口座番号の記載された「確認書」が送付される。 ② 振込先口座に変更がなければ、確認欄（2か所）をチェックし、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記載し、同封の返信用封筒で市役所に返信する。 ③ 振込先口座欄が空白の場合や、振込先口座に変更がある場合は、記入例に従い記入の上、添付書類とともに市役所に返信する。 ※送付される確認書に口座番号の記載のない方もいます。 【確認書の送付】 発送日 11月1日（火） （郵便局の配達状況により同地域内でも配達日に差が出ることがあります。） 【その他】 同給付金は、「令和4年1月以降、予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯」や「令和4年10月1日以降に支給対象となった世帯」も対象となります（申請が必要）。また、DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、くわしくは志摩市のホームページを確認するか、下記まで問い合わせして下さい。
補正予算額	366,853千円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金を活用）
お問合せ先	志摩市 健康福祉部 地域福祉課 臨時特別給付金対策チーム 荻野、柳田、出口 TEL 0599-43-5031 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp

受給には手続きが必要です

令和 5 年
1月31日まで

電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金（**5**万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5**万円

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受
理した日から1ヶ月以内が目安です。
※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

志摩市から
確認書が届いた方はコチラ

世帯全員が令和4年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯
※住民税が課されている方の扶養親族のみの
世帯を除く

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

支給手続きや支給要件の詳細は
裏面 **I** をご確認ください。

支給手続きや支給要件の詳細は
裏面 **II** をご確認ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和4年9月30日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、志摩市に返信してください。

【注意事項】

令和5年1月31日（火）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）

確認書が届いた方



令和4年10月1日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和5年1月31日（火）
- 申請方法：申請を希望される方は、下記ホームページをご確認いただくか志摩市「臨時特別給付金対策チーム」まで、電話等でお問い合わせください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月～12月の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（志摩市の場合）単身の場合：93万円以下、扶養親族等（計1名）がいる場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和5年1月31日（火）
- 申請方法：申請を希望される方は、下記ホームページをご確認いただくか志摩市「臨時特別給付金対策チーム」まで、電話等でお問い合わせください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

● 制度に関する問い合わせ

「内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター」

電話番号 0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

● 志摩市の給付に関する問い合わせ

「臨時特別給付金対策チーム」

電話番号 0599-43-5031（0599-44-0283 地域福祉課）

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日、12/29～1/3を除く）

志摩市 価格高騰緊急支援給付金

検索

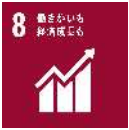


※詳しくは、志摩市ホームページもご覧ください。

PRESS RELEASE

令和4年10月28日
産業振興部商工課

キャッシュレス決済ポイント還元事業を行います

概 要  	1. 事業概要 市内の対象店舗で、商品・サービス等をコード型決済アプリ（注1）で購入・利用した方に、決済額の一定割合のポイントを付与する事業を実施します。 (1) キャンペーン期間 令和5年1月10日（火）～2月9日（木） (2) ポイント還元率及び付与上限 ・還元率：決済額の20% ・付与上限額：1回あたり上限1,000円相当 ・キャンペーン期間上限5,000円相当 (3) 対象店舗等 ・市内で対象のキャッシュレス決済サービスを導入している店舗 ・対象店舗には、キャンペーンポスター等を掲示 (4) 対象のキャッシュレス決済サービス ・未定 2. 目的 物価高騰や長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する消費を喚起し、市内事業者の売上向上による地域経済の活性化や物価高騰による生活への影響緩和を図るとともに、新しい生活様式に対応するための非接触型のキャッシュレス決済の普及促進を目的としている。 3. 効果 同事業により市内消費活動を向上させることで、市内経済の循環を図ることができる。また、新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の普及促進により市内のデジタル化の進展に寄与することができる。 （注1）コード型決済アプリ：QRコードやバーコードを使用した決済手段
補正予算額	総事業費 69,792千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ・キャッシュレス決済ポイント還元費等負担金 68,178千円 ・キャッシュレス決済ポイント還元事業運営委託料 1,414千円 ・広告費 200千円
問い合わせ	志摩市 産業振興部 商工課 担当：東 TEL:0599-44-0010 FAX:0599-44-5262 E-MAIL : shoko@city.shima.lg.jp



NEWS(PRESS) RELEASE

令和4年10月28日

上下水道部水道総務課

タイトル	<u>原油価格・物価高騰の影響を受けている生活者・事業者を支援します！</u> ～水道基本料金の3か月間免除～						
概要	新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰等により、市民の皆様 の生活に大きな影響をもたらしている経済状況を踏まえ、家計や事業活動を支援 するため水道料金の基本料金を3か月間免除します。 1、支援内容 ・水道料金に係る基本料金及びメーター使用料を免除します。 例) 口径13mm <table border="0"> <tr> <td>1か月当り基本料金 0～8 m³ (税込)</td> <td>1,408 円</td> </tr> <tr> <td>メーター使用料 (税込)</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,485 円 → 免除後 0 円</td> </tr> </table> 1か月 20 m³ 使用した場合 (税込) 4,389 円 → 免除後 2,904 円 口径13mmの一般家庭の水道料金は、3か月間で税込4,455円の軽減となります。	1か月当り基本料金 0～8 m ³ (税込)	1,408 円	メーター使用料 (税込)	77 円	合 計	1,485 円 → 免除後 0 円
1か月当り基本料金 0～8 m ³ (税込)	1,408 円						
メーター使用料 (税込)	77 円						
合 計	1,485 円 → 免除後 0 円						
対象者数	官公庁を除く市内の全給水契約者 22,517 件 (家庭用 20,542 件、営業用等 1,975 件)						
免除期間	令和4年12月料金(11月使用分)から 令和5年2月料金(1月使用分)までの3か月間						
補正予算額	免除額計(税込) 39,632 千円/月×3か月=118,896 千円 基本料金の免除による収益の減少分に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金を充当するため、118,896 千円を一般会計から補助金として受け入 れします。						
お問合せ先	志摩市上下水道部 水道総務課 担当 濱口 TEL 0599-44-0220 FAX 0599-44-5261 e-mail suidosomu@city.shima.lg.jp						